

令和6年第4回古殿町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和6年12月13日(金) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案の上程(議案第75号～議案第78号) 4件

出席議員(10名)

1番	根 本 重 一 君	2番	根 本 太郎兵衛 君
3番	鈴 木 隆 君	4番	野 崎 喜 彦 君
5番	佐 川 勇 司 君	6番	佐 藤 一 夫 君
7番	岡 部 淳 一 君	8番	木 戸 久 康 君
9番	松 崎 法 通 君	10番	緑 川 栄 一 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 光 徳 君	副 町 長	奥 豊 君
総 務 課 長	鈴 木 一 彦 君	産業振興課長	佐 川 文 夫 君
地域整備課長	矢 内 伸 一 君	住民税務課長	水 野 博 枝 君
会 計 管 理 者	水 野 博 枝 君	健康福祉課長	生 田 目 太 郎 君
健 康 管 理 センター所長	矢 吹 昭 雄 君	こども園長	吉 田 和 夫 君
教 育 長	渡 邊 宏 文 君	教 育 次 長	佐 藤 奥 枝 君
公 民 館 長	佐 川 富 克 君	代表監査委員	鎌 田 一 浩 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	野 崎 貴 弘	書 記	水 野 梢
---------	---------	-----	-------

開会 午前10時01分

◎開会の宣告

○議長（緑川栄一君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和6年第4回古殿町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（緑川栄一君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（緑川栄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、佐川勇司君及び佐藤一夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（緑川栄一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

会期決定の件につきましては、去る12月10日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果について議会運営委員長から報告願います。

4番、野崎喜彦君。

〔議会運営委員長 野崎喜彦君登壇〕

○議会運営委員長（野崎喜彦君） それでは、令和6年第4回古殿町議会定例会に当たり、12月10日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告申し上げます。

本定例会は、町長提出議案4件のほか、一般質問は6人で12問の通告となっております。このため、会期を本日から19日までの7日間とすることで一致を見ました。

日程につきましては、本日は提案理由の説明のほか、別紙会期日程表のとおりとなっております。

一般質問に当たりましては、質問の要旨を簡潔明確にし、的確な質疑となるようお願いを申し上げます。

会議規則を守り、能率的な議会運営にご協力をお願いいたしまして報告といたします。

令和6年12月13日

議会運営委員長 野 崎 喜 彦

○議長（緑川栄一君） お諮りいたします。議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月

19日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から12月19日までの7日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、会期日程表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（緑川栄一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から議案4件の提出がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として町長、教育長、代表監査委員の出席を求めています。また、委任を受けて副町長、各課長が出席しておりますので、ご了承願います。

次に、8月分から10月分までの例月出納検査報告書及び定期監査報告書等を配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、本日まで受理した陳情、要望は、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、会議規則第127条に基づく議員の派遣につきましては、お手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎町長挨拶

○議長（緑川栄一君） 町長から挨拶の申出がありました。これを許します。

町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 令和6年12月古殿町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会へのご出席はもとより、日頃から町発展のためにご精励くださり厚く御礼申し上げます。

本定例会においては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のほか令和6年度古殿町一般会計第4次補正予算など計4件の議案を提出いたしましたが、そのご説明の前に、町政をめぐる諸情勢についてのご報告及び所信の一端を申し上げます。

内閣府が11月26日に発表した月例経済報告によると、景気の基調判断は「一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」として、今年8月に上方修正して以来4か月連続で同じ判断となっております。

先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響

など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と一部懸念も示されております。

そのような中、11月22日に閣議決定された新たな総合経済対策における物価高騰対策につきましては、住民税非課税世帯に3万円を給付し、対象世帯に子供がいる場合は、1人当たり2万円を上乗せする内容となっております。事業着手に向けて、今後の国の動向を注視してまいります。

次に、令和7年度予算編成に当たっての基本的な考え方をご説明いたします。

町の財政状況を見ると、早期健全化基準は大幅に下回っていますが、地方債残高が令和5年度末の時点で52億2,000万円余りであり、経常収支比率が高止まりし、財政の硬直化が改善しないことなど懸念すべき点は多く、危機意識を持って予算編成に臨まなければなりません。

そのため、令和7年度予算の編成に当たっては、第7次振興計画を踏まえて将来を見据えた必要な投資を行う一方で、行政需要を慎重に精査することで歳出規模の抑制に努める方針です。

それでは、第7次振興計画に掲げられた4つの分野に沿って、町政運営の状況をご説明いたします。

第1に、「人づくり分野」であります。

小学校においては、10月18日に発表参観がありました。昨年度までは各教室においての発表でしたが、今年は5年ぶりに体育館で発表しました。保護者が見守る中、子供たちは歌、楽器演奏、ダンス、劇等これまでの授業等の学びを生かした成果を披露していました。

中学校においては、11月9日に創立50周年記念式典が開催され、多くの来賓、保護者の方にご出席いただきました。卒業生たちは、今、様々な分野で飛躍し、活躍しております。これからも歴史ある古殿中学校の伝統を引き継いでいく生徒たちが未来に向けて学ぶための教育環境を充実してまいります。

また、12月4日には、社会科公民授業の一環として、3年生による中学生議会がこの議場で開催され、生徒が議長、質問者となり、本番さながらの議会運営を行いました。自分たちが住む古殿町がより活性化するための様々なアイデアが中学生の視点から提言され、未来を担う子供たちの頼もしさを感じさせてくれました。

11月2日には、少年の主張大会がやぶさめアリーナで開催され、児童生徒の代表8名が発表いたしました。子供たちが自分の考えを自分の言葉で発表、表現するということは容易なことではありませんが、子供たちは堂々と発表し、聞いている人たちの心を打ち、考えさせられ、心豊かになるものでした。

第2に、「健康・生きがい分野」であります。

町敬老会につきましては、9月14日に開催し、160人の方が出席され、楽しい時間を過ごしていただきました。

定額減税に伴う調整給付事業については、定額減税対象者のうち定額減税可能額が令和6年分推計所得税額と令和6年度分個人住民税所得割のどちらかをまたは両方を上回る方へ給付を行うものでありますが、申請期限の10月末日までに対象者867人のうち834人から申請があり、合計3,736万円を交付しております。

6月議会で補正予算を承認いただいた、今年度新たに住民税非課税及び均等割のみ課税となる世帯に対する10万円の臨時特別給付金については、79世帯への給付を終了しました。子ども加算分に関しましては、1人当たり5万円を給付しますが、7人分の給付を終了しています。

プラスチックの収集につきましては、令和4年に施行されたプラスチック資源循環法により資源としての収集が求められておりましたが、5町村で構成する石川地方生活環境施設組合で、今月6日に環境省及び経済産業省より再利用に関する県内初の認定を受け、令和7年4月より資源ごみとして分別収集することが正式決定いたしました。町民の皆さんへの周知に関しましては、来年1月よりチラシの配布などにより周知に努めてまいります。

認知症への理解を深めていただくことを目的として、11月3日にやぶさめアリーナで認知症をテーマとした映画の上映会を開催いたしました。文化祭総合展の開催中に行ったこともあり、157人の方に鑑賞いただくことができました。終了後には、有意義であったなど、好評の声を多くいただくことができました。

第3に、「安心・安全分野」であります。

生活基盤における道路網の整備につきましては、重要道路である県道いわき石川線松川工区、仙石・蛭内地区では、昨年度発注された改良舗装工事が鋭意進められてきたところですが、過日、施工区間の供用が開始され、狭小区間の解消が図られたところです。今後、未着手工区の早期着手、整備を要望してまいります。

町道関係の整備につきましては、今年度予定の路線においては発注が全て済み、工期内完成へ向け工事を進めているところです。

社会資本総合整備事業で進めている町営住宅改築事業の現在の状況は、造成工事における擁壁工及び進入路工を進めているところです。

簡易水道事業関係につきましては、国の補助事業により実施している生活基盤近代化事業ですが、繰越し、今年度分の2件の工事を発注し、進めているところです。繰越し工事については、年内竣工予定であり、今年度分の施工区間においては年度内竣工へ向け、鋭意工事の進捗を図っています。

農業集落排水事業につきましては、国の補助事業で進めている農業農村施設維持管理事業ですが、昨年度発注の処理施設における各種機器更新工事については、製造調整を行いながら竣工へ向け据付等の調整を進めているところです。

また、昨年度国の補正予算において追加された処理施設及び管路施設の更新工事については、どちらの工事も契約済みであり、年度内竣工へ向け施工中です。

公共交通に関しては、路線バスの竹貫田及び仁田路線の2路線に対し国庫補助が受けられるよう県地域公共交通活性化協議会が申請する利便向上事業に取り組み、現在、来年10月から該当するよう進めております。

また、その他、国が進めておりますライドシェア等の制度や優良事例を調査検討しているところであります。

第4に、「産業分野」であります。

まず、農業関係についてであります。町の基幹作物である主食用米は、米の需要増加等により、60キログラム当たり2万円を上回る高値で取引が行われており、米農家にとってはよい状況となっているものの、肥料などの価格高騰は依然として続いており、農家を取り巻く状況は大きく変わってはならず、まだまだ厳しいものとなっております。

今年度の米のモニタリング検査については、町内3か所の食用玄米が抽出され、県で検査が行われた結果、全て基準値を下回りました。

農地利用については、農地の現況を把握するため、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロ

ールが7月から11月にかけて実施されました。今後、遊休農地の意向調査を行い、農地利用の最適化を進めてまいります。

また、11月下旬から地域計画策定に向けた集落座談会等を開催しており、地域の農業について活発な意見交換がなされました。

鳥獣被害対策については、鳥獣被害対策実施隊のご協力により、有害鳥獣の追い払いや捕獲活動を実施した結果、イノシシについては狩猟期間前に50頭が捕獲されました。

林業に関しては、ふくしま森林再生事業による森林整備に引き続き取り組んでまいります。

今年度は、森林再生事業として竹貫・仙石地区、広葉樹林再生事業として山上・田口地区の森林整備について事業を進めているところであります。また、林業振興事業として11月2日にチェーンソーアート文化祭が開催されました。

商工観光事業に関しては、10月12日、13日には八幡神社例大祭の流鏑馬、笠懸の神事が開催され、併せて流鏑馬大会や流鏑馬フェアも行われ多くの観客が訪れました。

また、10月19日、20日には姉妹都市の交流事業として岩手県紫波町の産業まつりに参加しました。雨の中での開催となりましたが、古殿町のブースにも多くの方が訪れ町内産品を購入いただきました。

おふくろの駅拡張事業については、造成工事に向けた測量設計及び基本構想・基本計画策定業務を進めているところであります。

以上が、第7次振興計画に掲げられた4分野についての町政運営の状況であります。

以上、町政をめぐる諸情勢について、ご報告及び所信の一端を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、速やかなご議決をいただくようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

◎監査報告

○議長（緑川栄一君） 続いて、監査の報告を求めます。

代表監査委員、鎌田一浩君。

〔代表監査委員 鎌田一浩君登壇〕

○代表監査委員（鎌田一浩君） 例月出納検査及び定期監査を実施しましたので、報告いたします。

まず、例月出納検査ですが、令和6年度8月分を9月24日に、9月分を10月29日に、10月分を11月27日にそれぞれ実施いたしました。

1ページをお開き願います。

令和6年9月24日

古殿町議会議長 緑 川 栄 一 様

古殿町監査委員 鎌 田 一 浩

〃 根 本 重 一

例月出納検査報告書

地方自治法第235条の2第1項に基づく例月出納検査を実施したので、次のとおり報告します。

- 1、検査の対象。令和6年8月分。
- 2、検査の実施日。令和6年9月24日。
- 3、検査の手続。検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。
- 4、検査の結果。
 - (1) 会計管理者から提出された検査調書の計数と関係諸帳簿、証書類の計数審査を行い、令和6年8月31日における現金及び各金融機関の通帳残高を照合した。

その結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金は計数上の誤りはなかった。
 - (2) 会計別収支計算表及び8月末現在高の保管状況一覧表は別紙のとおりである。

令和6年10月29日

古殿町議会議長 緑 川 栄 一 様

古殿町監査委員 鎌 田 一 浩

〃 根 本 重 一

例月出納検査報告書

地方自治法第235条の2第1項に基づく例月出納検査を実施したので、次のとおり報告します。

- 1、検査の対象。令和6年9月分。
- 2、検査の実施日。令和6年10月29日。
- 3、検査の手続。検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。
- 4、検査の結果。
 - (1) 会計管理者から提出された検査調書の計数と関係諸帳簿、証書類の計数審査を行い、令和6年9月30日における現金及び各金融機関の通帳残高を照合した。

その結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金は計数上の誤りはなかった。
 - (2) 会計別収支計算表及び9月末現在高の保管状況一覧表は別紙のとおりである。

令和6年11月27日

古殿町議会議長 緑 川 栄 一 様

古殿町監査委員 鎌 田 一 浩

〃 根 本 重 一

例月出納検査報告書

地方自治法第235条の2第1項に基づく例月出納検査を実施したので、次のとおり報告します。

- 1、検査の対象。令和6年10月分。

2、検査の実施日。令和6年11月27日。

3、検査の手続。検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

4、検査の結果。

(1) 会計管理者から提出された検査調書の計数と関係諸帳簿、証書類の計数審査を行い、令和6年10月31日における現金及び各金融機関の通帳残高を照合した。

その結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金は計数上の誤りはなかった。

(2) 会計別収支計算表及び10月末の現在高の保管状況一覧表は別紙のとおりである。

19ページをお開き願います。

令和6年11月27日

古殿町議会議長 緑 川 栄 一 様

古殿町監査委員 鎌 田 一 浩

〃 根 本 重 一

令和6年度定期監査（第2回）報告書

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施したので、次のとおり報告します。

1、監査の対象。

(1) 令和6年度上半期建設工事について。

(2) 歳入歳出外現金の受入、払出及び管理状況について。

(3) 介護保険料徴収誤りについて。

2、監査の実施期間。令和6年11月14日、18日、19日、及び27日の4日間。

3、監査の手続。

令和6年度上半期事務のうち、工事関係及び歳入歳出外現金の受入、払出と管理状況及び介護保険料徴収誤りについて監査を行った。

(1) 工事関係については、工事担当課から資料の提出を求め、書類の整備は適切に行われているか、入札の諸手続は適正かつ公正に行われているか等に主眼をおき、関係書類を閲覧したほか、必要に応じ担当職員に説明を求めるとともに、4事業について工事現場を調査した。

(2) 歳入歳出外現金の受入、払出及び管理状況については、今年度10月末までに受入、払出のあった歳入歳出外現金について、内容、受入、払出の状況及び管理状況を調査し、説明を求めた。

(3) 介護保険料徴収誤りについては、誤りに至った原因とその後の事務処理状況、及び今後の防止策について説明を求めた。

4、監査の結果。

(1) 令和6年度上半期の建設工事について。

ア 工事担当課から資料の提出を求め、説明を受けた。

4月から10月末までの工事契約は、地域整備課が15件、総務課が1件の合計16件（昨年度比4件の減）で、

条件付一般競争入札が1件、指名競争入札が13件、随意契約が2件であった。工事請負額は当初契約6億9,860万6,000円と前年度に比べ3億3,977万9,000円の増額となっている。指名競争入札13件の平均落札率は94.2%と前年同期に比べ0.2%増加している。随意契約（見積り）は、地域整備課1件、総務課1件、平均落札率は90.8%、条件付き一般競争入札の落札率は72.0%でいずれも法令に基づき適正に執行されていた。

イ 全工事（繰越工事含む）のうち

（ア）道路改良工事（町単）町道越代熊倉線

（イ）町営住宅建築工事（社総）町営住宅前木団地

（ウ）生活基盤近代化事業（基幹）配水管布設替工事

（エ）生活基盤近代化事業（基幹）配水管布設替第2回工事

について、担当課の案内により工事現場を調査し、工事概要等の説明を受けた。

その結果、おおむね工程表どおりの進捗となっており工期内の完成予定となっていた。

ウ 契約事務については、契約書の締結及び設計変更等による契約変更は適時、適切に行われているものと認められた。

エ 工事請負費の支出は契約書及び財務規則に基づいて適切に行われ、前払金の支払いも適時適切であった。

（2）歳入歳出外現金の受入、払出及び管理状況について。

ア 歳入歳出外現金は、町の所有に属しない現金で法令の規定により町が一時的に保管し、払出の時期が来た時に本来の債権者に対して戻す義務を有する現金で、歳計現金と同様に適切に取り扱わなければならない現金である。

しかし、歳入歳出外現金は、予算に計上されず、調定や支出負担行為の事務手続きがないことから、議会審議の対象とならない。また、直接現金を扱うこともあるリスクのある事務であるが、担当課以外のチェック機能が十分に働く機会が少ないことから、今回監査の対象として保管および出納等の状況を監査したものである。

イ 令和6年4月から10月までの歳入歳出外現金の受払執行状況は下記の表のとおりであった。

ウ 10月末の残高及び現金とその内訳は一致しており、受入、払出の時期も適正に把握管理されていた。指定金融機関担保金の取扱いで総務課は「13款その他」で保管し、地域整備課は「15款指定金融機関担保金」で保管しているので統一した取扱いとすべきある。

（3）介護保険料徴収誤りについて。

令和6年度介護保険料8月徴収分において、公的年金から町が特別徴収する保険料で、過少徴収が319件で194万4,200円、過大徴収が321件で211万3,376円の合わせて640件の徴収誤りが発生した。誤りの原因は、令和6年度（5年分）所得情報に基づいて作成したデータファイルを送信すべきところを、誤って前年度情報に基づき作成したデータファイルを送信してしまったためであった。11月18日現在、追加納付となる319件中215件が納付を完了し、還付となる321件中318件が送金処理完了となった。残る3件は送金先については関係機関の判断待ちとなっている。

行政事務においてもデジタル化が進み、住民の福祉の増進と職員の労働条件の改善が図られているが、デジタル化されたことによるリスクも大きくなっている。人事異動等により担当者が変わった場合の事務引継ぎがされているのは確認したが、新たなリスクへの対応や事務処理上、特に注意すべき事項等を更に充実させた引

継書とすべきである。また、重要な事務については、特にチェックを要する項目等を入れたマニュアル等を作成すべきである。

5、まとめ。

(1) 歳入歳出外現金は町の所有に属しない現金であり、一時的に保管しているに過ぎず、時期が来れば債権者に支払う義務を有する現金である。また、歳計現金に比べチェック機能が十分働く機会が少ないことなどから、より一層厳正にこれを保管及び出納しなければならない。担当課においては管理簿等を作成し、正しく受け入れられているか、払出の遅延しているものはないか等を常にチェックし適切な事務処理をお願いしたい。

(2) 令和4年度には公金横領事件が、令和5年度には介護保険料の賦課誤りがあり、新聞報道がされ、今回、介護保険料の640件もの徴収誤りがあり、新聞報道されるなど不適切な事務処理が続いて発生している。複雑で大量の事務処理を行っている中で、人為的なミスを防ぐことは不可能であるが、最小限に抑えるための具体的な対策が必要である。このような誤りが今後も発生すれば町民の信頼を著しく損なうこととなり、職員の精神的な負担も増大するため、その重大性を認識することが大事である。十分な事務引継ぎや、特に注意すべき事項等が記載されたマニュアルを作成し、再発防止策をとる必要がある。また、繰り返しの事務では、漫然とした事務処理となりやすいことから、上司は緊張感を持った事務となるよう指導監督を徹底し、適正な会計事務の執行が確保されることを望むものである。

以上であります。

○議長（緑川栄一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 今回の報告書は、まさに監査としての大きな役割を果たしたものとしてお聞きをいたしました。

しかし、この歳入歳出外現金という内容については、まさにこのとおりであります。我々もこの点については把握をしていない点が多々あるし、分からない点もあると思いますので1点だけお聞きをいたします。

この表の中に差押債権というのが記載されております。この中に、受入額が61万三千何がし、払出が56万一千何がし、残が5万2,000円。これは、どのような債権を差し押さえ受け入れ、そして、払出しをするということなのか、少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 代表監査委員。

○代表監査委員（鎌田一浩君） 歳入歳出外現金で保管するものについては、法令で規定されているものでなければ保管することはできません。その中で、11款の中に差押債権というものがありますが、これは、納税等を遅延している、納めていないという方も何人かおります。そういうふうな方について、働いていて給料等をもらっていた場合に、その事業者に対して差押えをして税務署のほうに納めるということで、そういうふうな流れの中で一時町が保管をして、そして、期間が来たら関係するところに納めるというような一つの流れの中の部分の数字であります。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） よく分かりました。

もう少し聞きますけれども、これはそうすると、毎年発生していることに対して歳入歳出外現金としての扱いとして、今、ご説明があったようなことで、毎年これまでも進められてきたということで理解していいですか。

○議長（緑川栄一君） 代表監査委員。

○代表監査委員（鎌田一浩君） 歳入歳出外現金というのは、出納整理期間とかそういうものではありませんで、常にその流れが何年も継続しているというものであります。当然、この項目は従来からある項目で、このようなことはずっと続いているというものであります。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

大変ご苦労さまでございました。

◎議案の上程（議案第75号～議案第78号）

○議長（緑川栄一君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第75号から議案第78号まで一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、条例の条文、表及び予算の別表等については省略させます。

〔事務局長朗読〕

◎提案理由の説明

○議長（緑川栄一君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 本日提案いたしました議案4件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第75号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、県に準じ、職員が在職する号給について給与の引上げを行うとともに、令和6年12月支給の期末・勤勉手当を0.15月分引き上げ、100分の237.5に、令和7年以降の6月及び12月支給の期末・勤勉手当の支給割合を100分の230にし、併せて宿日直手当を改定するものであります。

議案第76号 令和6年度古殿町一般会計第4次補正予算は、歳入歳出それぞれ4,169万6,000円を増額し、総額を49億4,714万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、増額補正として、寄附金におけるふるさと納税に係る総務費寄付金300万円、繰入金

における財政調整基金繰入金3,490万2,000円、諸収入における東京電力による弁償金37万2,000円及び後期高齢者医療広域連合負担金返還金342万2,000円であります。

歳出につきましては、増額補正として寄付受付事業におけるふるさと納税の増に伴う返礼品代等450万円、固定資産税賦課徴収事業における国土調査成果修正登記手数料12万5,000円、常備消防事業における負担金262万円、そのほか、県に準じ行う職員の給料表の改正及び期末勤勉手当の増などによる職員人件費3,256万6,000円が主なものであります。

議案第77号 令和6年度古殿町国民健康保険特別会計第3次補正予算は、国保事業報告システム負担金の増及び県に準じ行う職員人件費の増等に伴う補正であります。

議案第78号 令和6年度古殿町介護保険特別会計第3次補正予算は、各種サービス給付費の増減、及び県に準じ行う職員人件費の増等に伴う補正であります。

以上、本定例会提案の4件の議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、速やかなご議決をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

◎散会の宣告

○町長（岡部光徳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時41分